

## 公共随契による貸付結果一覧表(令和8年3月契約分)

整理番号	所在地	現況地目	面積(平方メートル)	契約年月日	年額貸付料(円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額貸付の有無	定期借地権の設定の有無	価格形成上の減価要因	備考
21	高知県土佐郡土佐町瀬戸 一ノ谷山国有林80林班と小班	山林	4	令和8年3月2日	無償	自 令和8年3月2日 至 令和9年9月30日	土佐町長	7000020393631	中継機の設置敷	—	—	—	無償貸付
22	愛媛県伊予郡砥部町七折 大谷山国有林33林班は小班、35林班い・ぬ・ろ小班 愛媛県伊予市上三谷 齒梁谷山国有林34林班は1・ほ・り・い21小班	山林	4,865	令和8年3月5日	77,400	自 令和8年4月1日 至 令和9年12月31日	四国電力送配電株式会社 愛媛支社長	8470001017344	特別高圧送電線 路(郡中支線)工 事用地外	—	—	—	
23	愛媛県伊予郡砥部町七折 大谷山国有林33林班は1・ほ1小班、35林班い・ぬ・ろ小班 愛媛県伊予市上三谷 齒梁谷山国有林34林班は1・ほ2・る・へ1・ほ・り・い21小班	山林	22,870	令和8年3月5日	112,036	自 令和8年4月1日 至 令和38年3月31日	四国電力送配電株式会社 愛媛支社長	8470001017344	特別高圧送電線 路(郡中支線)鉄 塔用地敷・線下用 地敷	—	—	—	

- 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
- 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
- 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
- 定期借地権の設定の有無について、定期借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。)を設定している場合に「○」を記載しております。
- 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。  
・予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合  
・予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合
- 用途地域名については次のとおり省略しています。  

第一種低層住居専用地域……一 種低層	第一種住宅地域……一 種住居	商業地域……商業	用途地域の指定がないもの……指定なし
第二種低層住居専用地域……二 種低層	第二種住宅地域……二 種住居	準工業地域……準工業	
第一種中高層住居専用地域……一 種中高	準住居地域……準住居	工業地域……工業	
第二種中高層住居専用地域……二 種中高	近隣商業地域……近隣商業	工業専用地域……工業専用	

(注)1 用途を宅地として貸付けした物件については、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率を備考欄に記載すること。  
2 用途を宅地として貸付けない場合にあっては、第6項を削除して使用すること。